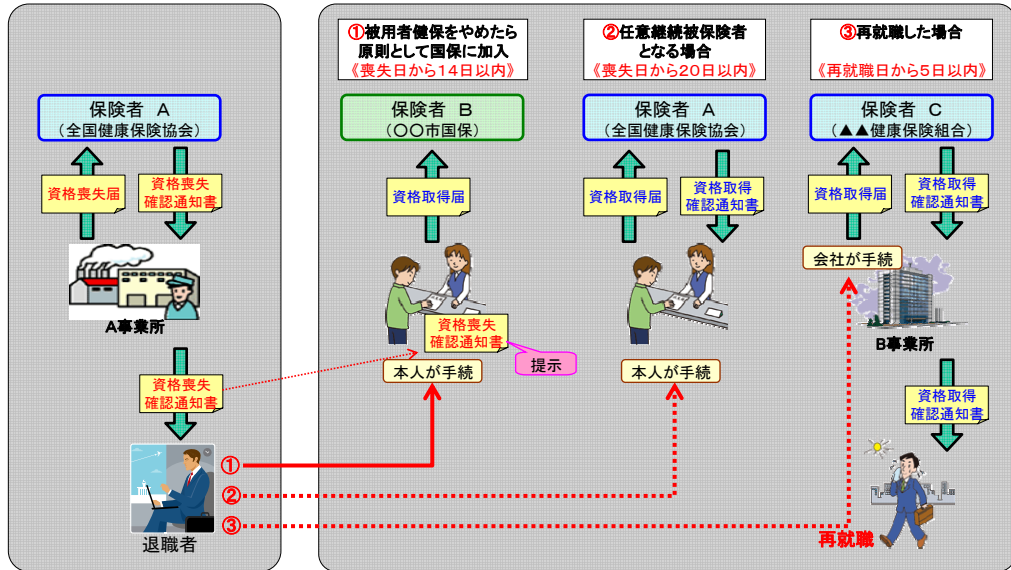


**医療保険者を異動した際の手続《現状と課題》** ※ オンライン申請が不可能な保険者が存在する。また、手続のほとんどは“紙”で行われている

◆被用者健保（民間サラリーマンや公務員及びその家族が加入）の資格を喪失した場合は、（原則として）①喪失した日から国民健康保険に加入することとなるが、②直前の被用者健保で任意継続被保険者として加入したり、③再就職先の被用者健保に加入することもある。



【課題】保険者間での情報連携は行われておらず、特に本人が自ら手続を行うケースにおいては、手続の遅延等により、いわゆる「無保険状態」が発生している状況がある。

図 3-2-1 医療保険者を異動した際の手続《現状と課題》

そのため、保険者に情報がもたらされるまでの間、タイムラグが生じ、その結果、中継DBもしくは各制度（各保険者）の情報が古い情報となっているため、どの保険者に所属しているのかを正確に把握できないという状況を招く。

このタイムラグ問題は、現在の制度においても発生しており、資格喪失後、保険者に間違っって請求された診療報酬明細書（レセプト）は、審査支払機関を経由して医療機関等に返戻され、再請求の手続等の対応をしている。

この問題の回避策としては、次の2つの方法が考えられる。

- ① 資格取得・喪失の届出業務の効率化
- ② 資格取得優先による中継DBの情報更新

### 3-2-1 回避策①：資格取得・喪失の届出業務の効率化

資格取得・喪失をはじめとした届出に関する事務処理については、その多くが、事業主と保険者間において紙でのやり取りとなっている。これに関しては、原則、事業主と保険者間における届出情報の送受信のすべてについて、ネットワークを通じて電子化、もしくは同ネットワークを通じて本人からの届け出をワンストップ化することで、所定の事務処理の効率化が図れるだけでなく、データ登録の時間短縮につながる。

そのために、政府の「オンライン利用拡大行動計画」の取組みや「次世代電子行政サービス基盤等プロジェクトチーム」等の検討を踏まえ、所要の制度改正および保